

網走市強靱化計画



令和2年3月

網走市

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	地域防災計画と強靱化計画	3
4	基本的な進め方	4
5	網走市強靱化の目標	5
第2章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	6
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
3	評価の実施手順	8
4	評価結果	9
第3章	網走市強靱化のための施策プログラム	
1	施策プログラム策定の考え方	22
2	施策推進の指標となる目標値の設定	22
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	22
	【網走市強靱化のための施策プログラム一覧】	23
第4章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	36
2	計画の推進方法	36
《別表》		37

第1章 はじめに

1 網走市強靱化計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、網走市においても、過去の経験から、豪雨・豪雪・波浪・高波などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

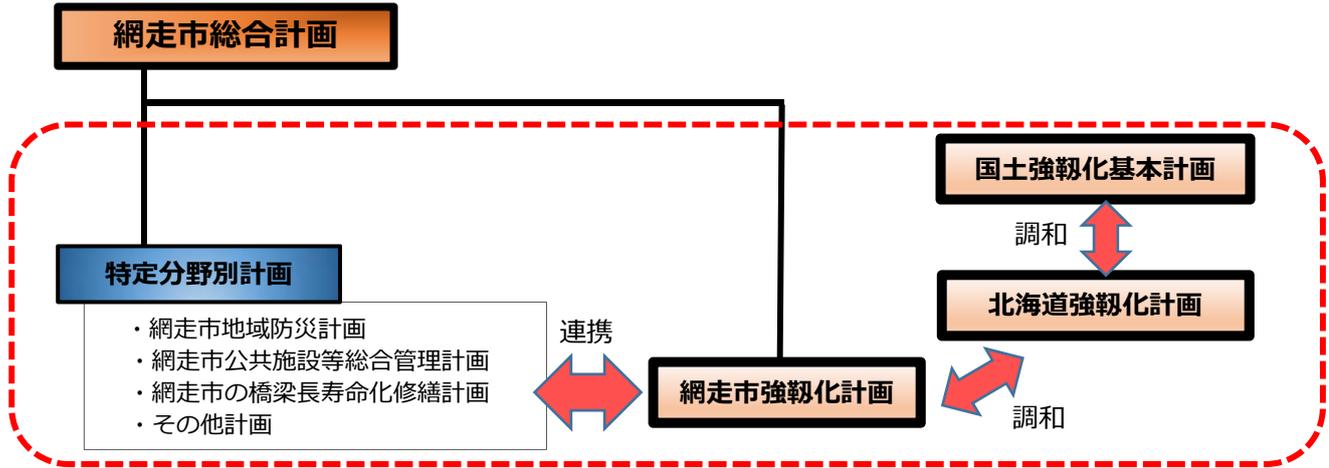
この間、網走市においても、東日本大震災や過去の豪雨災害等の教訓を踏まえ、「網走市地域防災計画」の策定をはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、市民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、北海道強靱化計画に調和した取組を進めるためにも、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「網走市強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、網走市の第6期網走市総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



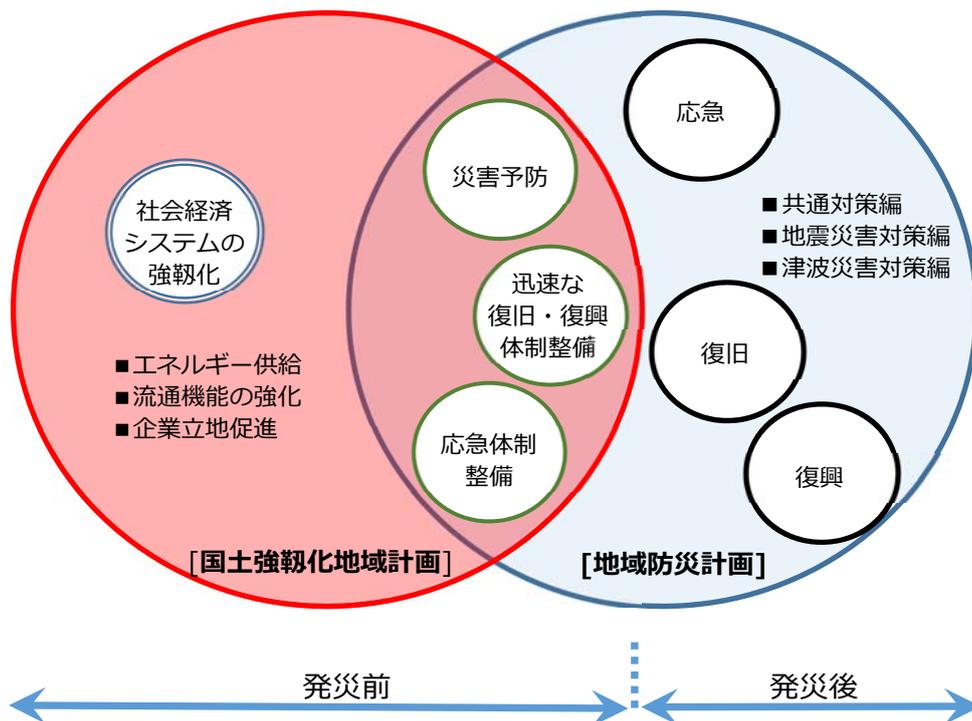
3 地域防災計画と強靱化計画

国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組としてとりまとめるもの。

地域防災計画

地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。



4 基本的な進め方

STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化

- ①基本目標の設定
- ②事前に備えるべき目標の設定
- ③計画期間の設定

STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定

- ①自然災害の設定
 - ②リスクシナリオの設定
 - ③施策分野の設定
- （※本計画においては施策分野の設定は行わず、所管部署を設定した）

STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

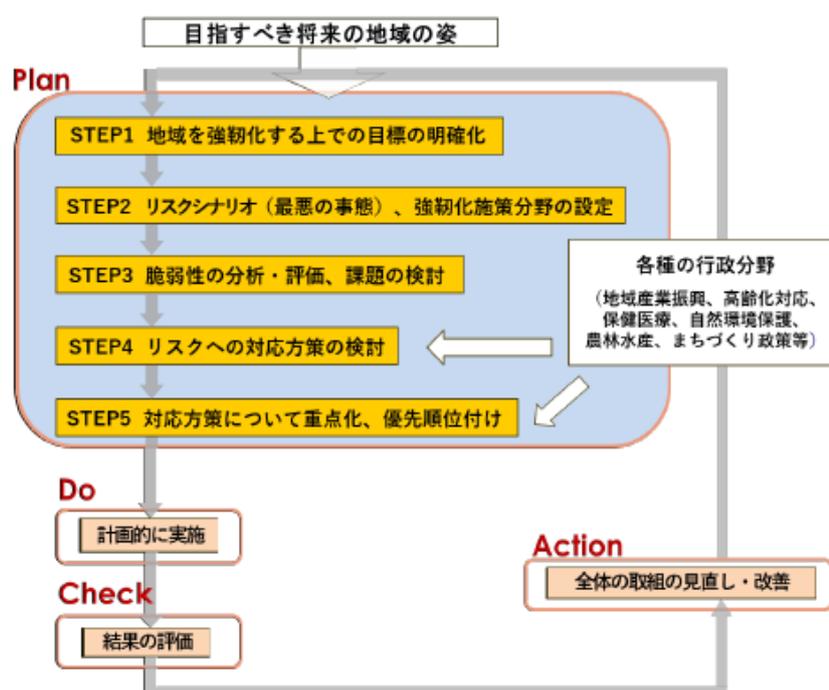
- ①マトリクスの作成（既にある施策の整理）
- ②脆弱性の分析・評価・課題の検討

STEP 4 リスクへの対応方策の検討

脆弱性の評価結果に基づき、プログラムごとに対応方策を検討

STEP 5 対応方策について重点化・優先順位付け

プログラムごとに重点化・優先順位付けの検討



5 網走市強靱化の目標

網走市強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の重要な社会経済機能を維持することに加え、本市がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本市の持続的成長につながるものでなければならない。

網走市の強靱化は、こうした見地から、本市のみならず国家的な課題として、国、道、民間事業者がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の4つを本市の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

網走市強靱化の目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (3) 迅速な復旧復興
- (4) 市の持続的成長の促進

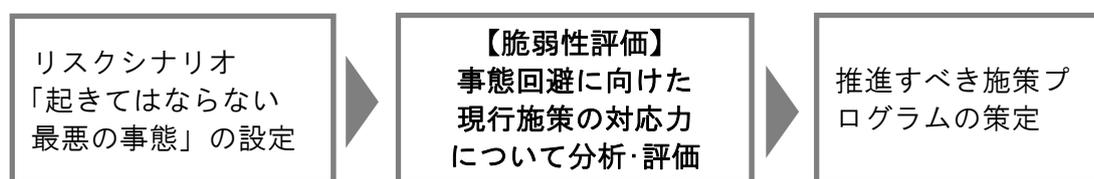
第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

網走市としても、本計画に掲げる網走市強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、網走市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、市内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など市外における大規模自然災害のリスク低減に向けた網走市の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など網走市の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、網走市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリ		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は次のとおり。

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（住宅、建築物等の耐震化）

- 「網走市耐震改修促進計画」及び「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校は、既に耐震化率が100%となっているが、市庁舎などの不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上にあり、これらの施設は、災害時に一時避難場所などとして利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「網走市公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。また、公園施設についても、「網走市公園施設長寿命化計画」に沿って維持管理等を適切に行う必要がある。
- 建築物の倒壊・老朽化対策の観点から、空き家の解消に向けた各種支援策を推進していく必要がある。

（避難場所の指定・整備）

- 避難場所・避難所については、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。
- 避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる方のために、市有施設の一部を福祉避難所に指定するほか、市内の社会福祉施設との間で、そうした方の受け入れに係る協定を締結している。今後も社会福祉施設等の運営法人の協力を得て、二次的な福祉避難施設の確保に努める必要がある。

【指標（現状値）】

・住宅の耐震化率	約81% (H21)	*全国	約79% (H20)
・多数の者が利用する建築物の耐震化率	約72% (H21)	*全国	約80% (H20)
・指定緊急避難場所	121箇所 (R1)		
・指定避難所の指定状況	47箇所 (R1)		

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 土砂災害が発生するおそれがあると認められる区域については、北海道など関係機関と連携し、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等」の指定を進めており、引き続き区域指定に努める必要がある。
- 土砂災害警戒区域等の住民に対し、「土砂災害ハザードマップ」を配布するなど周知に努め、災害時に適切に避難できる体制を整備する必要がある。

【指標（現状値）】

・土砂災害ハザードマップ作成状況	作成済 (H26)	区域指定の都度作成
------------------	-----------	-----------

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 今後、国や北海道において新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、津波ハザードマップや津波避難計画の見直しをはじめ、避難体制の再整備が求められる。
- 津波避難施設の民間建物の活用など、平時の有効活用の視点を持った整備を進めるとともに、避難困難地域については地域の实情に合わせた避難方法の検討が必要である。
- 避難行動要支援者の支援組織である町内会等との地域防災体制づくりを進める必要がある。

（海岸保全施設等の整備）

- 海岸保全施設は、定期点検等適切な維持管理や計画的な更新等を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ・津波ハザードマップ作成状況 | 作成済（H26） |
| ・津波避難計画策定状況 | 策定済（H26） |
| ・浸水被害が想定される地域における海岸保全施設の整備率 | 100%（R1） |

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 網走川など河川の氾濫を想定し作成した洪水ハザードマップの活用等により、住民周知を図り、円滑かつ迅速な避難行動が行える体制づくりを進める必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 所管する準用河川、普通河川の危険箇所の改修を計画的に行うとともに沈砂池の管理を徹底し、流域の安全を確保する必要がある。
- 樋門・樋管、排水ポンプ等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、計画的に排水ポンプの電源の常設電化を施し、非常時には確実な排水を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|----------------|----------|
| ・洪水ハザードマップ作成状況 | 作成済（H26） |
| ・非常用電源常設電源化率 | 67%（R1） |

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 道路パトロールの適切な実施により道路交通状況や降雪状況の確認を行い、効果的な道路管理体制の整備を進める必要がある。

（防雪施設の整備）

- 暴風雪時における、人的被害やスタック車両等を未然に防ぐため、災害対策基本法及び道路法による通行止めを早期に行うと共に、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、市民に対してホームページやSNS等による効果的な情報提供に取り組む必要がある。

（除雪体制の確保）

- 安定した除雪体制を構築するため、除雪機械の計画的修繕や地形、積雪の状況等地域条件に適合した除雪機械の増強及び老朽機械の計画的更新を適切に行う必要がある。
- 除排雪を請け負う民間事業者について、道路維持補修業務と除排雪業務の一体的委託を行うことで冬期間の人材確保を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 網走市除雪計画 策定済（毎年）
- ・ 道路河川係保有車両更新計画 策定済（毎年）

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 公共交通機関等の運行停止時における帰宅困難者対策を検討する必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 指定避難所への非常電源整備状況 10箇所（R1）

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 災害が発生した場合、市民を迅速かつ的確に避難させ救護するため、北海道や他自治体、防災関係機関等との情報交換、情報伝達体制について平時から整備しておく必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、Jアラートや北海道防災情報システムの運用により、国・道及び関係機関と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

（住民等への伝達体制の強化）

- 被害状況やその他災害に関する情報について、住民の無用な混乱を防ぎ、迅速かつ正確な情報収集・伝達を行うため、防災関係機関と連携しながら、迅速で的確な広報活動を展開していく必要がある。
- 災害情報の伝達方法の多様化による、効果的な情報伝達手段を確保していく必要がある。

（観光客、高齢者等の要配慮者対応）

- 観光客に対する迅速かつ正確な情報提供や避難誘導体制を整備する必要がある。
- 高齢者、障がい者等要配慮者は、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況が想定されることから、これら要配慮者の安全の確保を図るため、平時から実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災総合訓練実施状況 未実施 (R1)
- ・ 緊急告知防災ラジオ普及率 0% (R1)

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
【評価結果】 (物資供給等に係る連携体制の整備) ○ 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道、網走市、民間事業者・団体等がそれぞれの間で応援活動を行っているが、災害時において、これらの活動が効率的に行えるようにする必要がある。 (非常用物資の備蓄促進) ○ 避難環境の整備充実を図るため、避難所又はその近傍で、食料、生活用品、資機材など、避難生活に必要な物資等を備蓄する必要がある。 ○ 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、冬期間の対応などを想定し、「最低3日、推奨1週間」分の備蓄に努めるよう啓発を行う必要がある。
【指標（現状値）】 ・物資等供給に係る協定件数 7件（R1）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
【評価結果】 (防災訓練等による関係行政機関の連携体制整備) ○ 総合防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。 (自衛隊体制の維持・拡充) ○ 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村などと連携した取組みを推進する必要がある。 (救急活動等に不可欠な資機材の整備) ○ 消防署及び消防団の救助資機材等の増強、老朽化した車両の更新など、計画的な整備を進める必要がある。
【指標（現状値）】 ・防災総合訓練の実施件数 未実施（R1）

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（被災時の医療支援体制の強化）

- 災害の規模等に応じた適切な医療救護活動を実施するため、医師会、歯科医師団に対し派遣要請を行うとともに、災害急性期においては道に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する等、災害時支援体制の強化を推進する必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 社会福祉施設の災害対応力を高めるため、電気、水道等の供給停止に備えて、施設管理者に対して、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等のほか、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の備蓄を促していく必要がある。

（広域応援・受援体制の整備）

- 大規模自然災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、北海道や他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・被災時医療支援に係る防災協定件数 3件（R1）

3 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（災害対策本部機能当の強化）

- 災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図る必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 災害応急対策を中心とした業務継続の確保に向けて、災害応急活動及びその他行政サービスについて、庁内各部署の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため、業務継続計画の策定を進めるとともに、持続的改善に努める必要がある。

（広域応援・受援体制の整備）

- 大規模自然災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、北海道や他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 網走市BCP策定状況 策定済（R1）

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止
【評価結果】 (石油燃料供給の確保) ○ 災害時の石油燃料等の安定確保のために、防災対策について北海道、他自治体、民間事業者との協力体制の構築を図る必要がある。
【指標（現状値）】 ・ 燃料供給に係る防災協定件数 2件（R1）
4-2 食料の安定供給の停滞
【評価結果】 (食料生産基盤の整備) ○ 本市の基幹産業である農水産業については、生産者のさらなる経営安定化を図るための農業基盤整備や水産資源増大のための漁場整備などをすすめ、生産の維持・安定および災害に強い生産基盤の整備を進める。 ○ いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策などの施設の更新を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備や計画的な老朽化対策を着実に推進する。 ○ 高齢化や労働人口の減少による労働力不足は、地域食料供給減や自給率の低下に繋がることから、労働力の確保と合わせて、機械化・ICT化などの省力化対策の導入を推進する。 (農水産業の体質強化) ○ 現在、本市の農水産業は、厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。 (農水産物の販路拡大) ○ 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、HACCP等による衛生管理などの取組みをとおして、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。 (道産食料品の販路拡大) ○ 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農水産物の輸出拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。 (道産農産物の産地備蓄の推進) ○ 災害時には農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、産地における農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。
【指標（現状値）】 ・ 第4種漁港（能取漁港）における災害発生時早期回復体制の構築 0%（R1）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策に加え、基幹管路（導・送水管）の耐震化や多重化が進められているが、いずれも進捗途上にあり、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

（水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、導・送水管の多重化や耐震化などの施設整備や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（下水道事業の危機管理体制の整備）

- 災害時において下水道施設が被災した場合には、市民生活に大きな影響を及ぼすとともに、公共用水域への悪影響が懸念されることから、平成29年度に被災した下水道機能の早期回復を目的とした業務継続計画（BCP）の策定を行った。今後も災害に強い下水道施設を整備するとともに災害時の危機管理を強化する必要がある。

（下水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 下水道施設の老朽化による事故の発生や機能停止等を未然防止し、安全で快適な生活を守るため、点検・調査から得られる老朽化した施設の異常箇所について、施設の重要度を加味し、優先度の高いものから計画的に老朽化対策を進める必要がある。
- 災害時においても公衆衛生環境を確保するとともに、道路陥没等の発生を防止するため、管路等の下水道施設の耐震化のほか、圧送管の2条化等の対策を進める必要がある。
- 下水道整備計画区域外においては、個別排水処理施設整備事業により合併処理浄化槽の設置を実施している。災害時に、生活排水等が公共用水域に流出することを防止するためにも合併処理浄化槽の設置を進める必要がある。

【指標（現状値）】

・ 上水道の基幹管路の耐震適合率（導水管）	47%（H30）	*全国	35%（H25）
・ 浄水施設の耐震化率	50%（H30）	*全国	22%（H25）
・ 配水池の耐震化率	11%（H30）	*全国	47%（H25）
・ 下水道BCP策定状況	策定済（H29）		
・ スtockマネジメント改築計画実施率	9.4%（R1）		
・ 重要な幹線等の耐震化率	2.6%（R1）		
・ 圧送管2条化整備率	0%（R1）		
・ 合併処理浄化槽設置率	55.3%（R1）		

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（交通ネットワークの整備）

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備をはじめ、地域間を連結する地域道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を計画的に進める必要がある。

（道路施設の防災対策、老朽化対策等）

- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備の必要がある。また、橋梁の老朽化対策については、『網走市橋梁長寿命化修繕計画』に基づき、計画的な施設の補修を行うとともに、施設の適切な維持管理の必要がある。
- 横断歩道橋、道路法面、大型カルバート、門型標識については、道路ストック点検の結果を踏まえ、要対策箇所への対策工事を計画的に実施する必要がある。
- 歩道未整備箇所については、『網走市通学路交通安全プログラム』において対策が必要と位置づけられている箇所への歩道整備を計画的に実施する必要がある。

（鉄道の機能維持・強化）

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、道などの関係機関と連携し、必要な検討取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・生活道路補修実施率	3% (R1)
・幹線道路補修実施率	30% (R1)
・橋梁点検実施率	23% (R1) 2 巡目
・橋梁補修実施率	35% (R1)
・道路ストック点検実施率	12% (R1)
・道路ストック点検における要対策箇所の対策率	0% (R1)
・通学路安全プログラムにおける要対策箇所の歩道整備率	16% (R1)

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

（企業における業務継続体制の強化）

- 中小企業の業務継続計画策定の促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携し、支援する必要がある。

（被災企業等への金融支援）

- 国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

【指標（現状値）】

5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

（港湾の機能強化）

- 港湾は、災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点として重要な役割を担うため、関係機関と連携しながら港湾機能の強化について計画的に推進することが必要である。
- 港湾の耐震化や老朽化対策は、国の事業を活用しながら計画的な整備を推進していくことが必要である。

（陸路における流通拠点の機能強化）

- 陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通拠点の機能強化の取組を計画的に進める。

【指標（現状値）】

網走港港湾BCP策定状況 策定済（H29）

国直轄港湾整備事業

・新港地区防波堤（南）	46%（R1）
・新港地区防波堤（南）（改良）	59%（R1）
・川筋地区物揚場（-3m）（改良）	94%（R1）
港湾施設整備事業	57%（R1）

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 本市の森林面積は、市の総面積のうち約35%を占ており、大災害等に起因する森林の荒廃は、市全体の地域強靱化に影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ・ 多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積 | 58万ha (H30) |
| ・ 市有林において多様な方法で更新する人工林の面積 | 3.06ha (H30) |
| ・ 農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 | 4組織 (H30) |

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 大規模自然災害時において、迅速な災害廃棄物処理が図られるよう、平時からの体制整備が必要である。
- 震災等の災害発生時の廃棄物処理について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止、早期の復旧・復興を図るため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、適正かつ迅速な処理体制を構築する必要がある。

（所有者不明土地対策の推進）

- 災害後の円滑な復旧・復興に努めるため、北海道や他自治体と連携しながら、国の制度に基づく所有者不明土地の適正かつ円滑な利用を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業協会等との、より一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（行政職員の活用促進）

- 北海道や他自治体への応援要請又は他自治体に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、平時より北海道や他自治体と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害復旧業務に係る防災協定件数 7件（R1）

第3章 網走市強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、網走市における強靱化施策の取組方針を示す「網走市強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず国、道、民間事業者それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、民間事業者等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

施策プログラムの重点化については、網走市総合計画で掲げる「防災・減災」の基本方針に沿った施策のほか、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定した。

【網走市強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に「重点」と記載
- ・ プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化) 重点

- 「網走市耐震改修促進計画」及び「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る。
- 耐震診断の結果、耐震性がないとされた市役所本庁舎及び西庁舎・総合体育館、市民会館、消防本部庁舎については、「網走市公共施設等総合管理計画」の公共施設等マネジメントに関する基本方針に基づき耐震化の促進を図る。

(建築物等の老朽化対策) 重点

- 公営住宅や小中学校などの公共建築物の老朽化対策については、「網走市公営住宅等長寿命化計画」などの個別計画のほか、「網走市公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。また、公園施設についても「網走市公園施設長寿命化計画」に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。

(避難場所等の指定・整備) 重点

- 避難場所・避難所については、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法等に基づく指定緊急避難場所等の指定を行い、案内標識を設置する等、周知を促進していく。
- 避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる方のために、市有施設を福祉避難所に指定するとともに社会福祉施設等の協力を得て、二次的な福祉避難施設の確保に努める。

(地盤等の情報共有)

- 大規模盛土造成地に関する造成年代調査、現地踏査、優先度評価など、宅地造成に伴う災害の防止に向けた取組を促進する。

《指 標》

住宅の耐震化率	約 81% (H21)	⇒	95% (R2)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	約 72% (H21)	⇒	95% (R2)
指定緊急避難場所指定状況	121 箇所 (R2)	⇒	実情に応じ増減
指定避難場所指定状況	47 箇所 (R2)	⇒	実情に応じ増減
大規模盛土造成地における二次スクリーニング計画の実施率	0% (R2)	⇒	100% (R2)

《推進事業》

- 公営住宅等整備事業
- 住宅市街地総合整備事業
- 市街地再開発事業
- 優良建築物等整備事業
- 住宅・建築物安全ストック形成事業
- 地域住宅計画に基づく社会資本整備総合交付金（建築）
- 宅地耐震化推進事業
- 社会資本整備総合交付金（公園）
- 防災・安全交付金（公園）

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備) **重点**

- 土砂災害による被害の発生に備え、北海道など関係機関と連携した急傾斜地等の対策を進める。
- 土砂災害警戒区域等の住民に対し、「土砂災害ハザードマップ」による周知を行うなど、災害時に適切に避難できる体制の整備を進める。

《指 標》

土砂ハザードマップ作成状況	作成済 (H26)	⇒	必要に応じ更新
---------------	-----------	---	---------

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備) **重点**

- 国や北海道による新たな津波浸水想定の設定がなされた場合には、網走市津波避難計画やハザードマップの見直しを進め、速やかに市民へ周知を行う。
- 津波避難困難地域について、地域の実情に応じた避難方法の検討を進め、解消に向けた取り組みを進めるとともに、津波避難施設については民間建物の活用や市有施設建設時に津波緊急避難施設の機能を持たせるなど、平時からの有効活用の視点を持った整備を促進する。
- 町内会における防災活動との連携を強め、災害時の避難施設への誘導、平常時の見回り、避難訓練の実施など、共助による地域防災体制の整備を進める。

(海岸保全施設等の整備)

- 海岸保全施設については、定期点検等施設の維持管理を適切に実施する。

《指 標》

津波ハザードマップ作成状況	作成済 (H26)	⇒	必要に応じ更新
津波避難計画策定状況	策定済 (H26)	⇒	必要に応じ更新

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成) **重点**

- 洪水ハザードマップを有効活用し、市民周知を進めるとともに、平時から防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養うことにより、水災時における住民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る。

(河川改修の治水対策) **重点**

- 所管する準用河川、普通河川の危険箇所の改修を計画的に行うと共に沈砂池の管理を徹底し、流域の安全を確保する。
- 樋門・樋管、排水ポンプ等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、計画的に排水ポンプの電源の常設電化を施し、非常時には確実な排水を実施する。

《指 標》

非常用電源整備常設電源化	67% (H31)	⇒	100% (R2)
洪水ハザードマップ作成状況	作成済 (H26)	⇒	必要に応じ更新

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化) **重点**

- 道路パトロールの適切な実施により道路交通状況や降雪状況の確認を行い、効果的な道路管理体制の整備を進める。
- 暴風雪時における、人的被害やスタック車両等を未然に防ぐため、災害対策基本法及び道路法による通行止めを早期に行うと共に、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、市民に対してホームページやSNS等による効果的な情報提供に取り組む。

(除雪体制の確保) **重点**

- 安定した除雪体制を構築するため、除雪機械の計画的修繕や地形、積雪の状況等地域条件に適合した除雪機械の増強及び老朽機械の計画的更新を適切に行う。
- 除排雪を請け負う民間事業者について、道路維持補修業務と除排雪業務の一体的委託を行うことで冬期間の人材確保を図る。

《指 標》

網走市除雪計画	策定済(毎年)	⇒	毎年策定
道路河川係保有車両更新計画	策定済(毎年)	⇒	毎年策定

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 大規模自然災害時、公共交通機関等の運行停止時における帰宅困難者の一時受け入れ態勢の整備や避難場所への周知・誘導などの避難対策を検討する。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- 冬季の災害発生時において、避難所における暖房等の需要に対応していくため、電源を要しない暖房器具や燃料のほか、厳冬期を想定した資機材の確保に努める。
- 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等を整備する。

《指 標》

指定避難所への非常電源整備状況	10箇所(R2)	⇒	地域実情に応じ整備
-----------------	----------	---	-----------

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化) **重点**

- 災害発生時、市民を迅速かつ的確に避難・救護するため、道や他の市町村、防災関係機関等との情報交換、情報伝達体制について平時から準備を進める。
- 被災状況や避難に関する情報について、Lアラートなどによる報道関係機関への情報提供をはじめ、緊急告知防災ラジオ、緊急速報メール、登録制メール等、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報活動を実施するため、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る。

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- 被害状況やその他災害に関する情報について、防災関係機関と連携しながら、迅速で的確な広報活動を展開する。
- 大規模災害時に安全な避難行動がとれるよう、災害情報の伝達方法の多様化を進め、効果的な情報伝達手段の確保に取り組む。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策) **重点**

- 観光客の安全を確保し適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備を行う。
- 外国人観光客向けの災害情報伝達対策として、国土交通省観光庁が提供している災害時情報アプリ「Safety tips」の周知を図る。
- 災害が発生した場合に自ら避難することが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、支援体制の構築、対象者情報の収集、名簿の作成・活用等の対策を推進する。

《指 標》

防災訓練実施状況	未実施	⇒	継続的に実施
緊急告知ラジオ普及率	0% (R2)	⇒	70% (R6)

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び他自治体、民間事業者・団体等との間で連携協定を締結しているが、その効果を確実に発揮させるため、対象業務の拡充など協定内容の見直しを行う。

(非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 避難環境の整備充実を図るため、避難所又はその近傍で、食料、生活用品、資機材など、避難生活に必要な物資等を備蓄する。
- 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、冬期間の対応などを想定し、「最低3日、推奨1週間」分の備蓄に努めるよう啓発を行うなど、個人レベルでの自発的な備蓄の取組みを促進する。

《指 標》

物資等供給に係る防災協定数 7件 (R2) ⇒ 同数を維持する (R6)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- 災害時における応急対策が円滑かつ効果的に実施できるよう、各防災関係機関と緊密に連携しながら、総合訓練及び個別訓練を定期的にも実施していく。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他自治体などと連携した取組みの推進に努める。

(救急活動等に不可欠な資機材の整備)

- 消防署及び消防団の救助資機材等の増強、老朽化した車両の更新など、計画的な整備を進める。

《指 標》

防災訓練（災害通信訓練）実施状況 未実施 ⇒ 継続的に実施する

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化) **重点**

- 道災害規模に応じた適切な医療救護活動を実施するため、医師会、歯科医師団に対する派遣要請はもとより、災害急性期は道に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する等、災害時支援体制の強化を推進する。

(災害時における福祉的支援)

- 社会福祉施設の災害対応力を高めるため、電気、水道等の供給停止に備えて、施設管理者に対して、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等のほか、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の備蓄を促進していく。

《指 標》

被災時医療支援に係る防災協定件数 3件（R2） ⇒ 同数を維持する（R6）

3. 行政機能の確保

3-1 道内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) **重点**

- 災害時の拠点となる庁舎等の高い安全性の確保と災害本部としての機能強化を図るため、耐震対策等のほか、情報通信設備や自家発電装置など、主要な機能の充実を図る。

(業務継続体制の整備) **重点**

- 災害応急対策を中心とした業務継続の確保に向けて、災害応急活動及びその他行政サービスについて、庁内各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため、業務継続計画の策定・改善に努める。

(広域応援・受援体制の整備) **重点**

- 大規模自然災害時の災害応急体制の確保を図るために、自治体間相互の応援協定を締結していることから、その効果的な運用を行うための受援体制の構築に向け検討を進める。

《指 標》

網走市BCP策定状況 策定済（R1） ⇒ 必要に応じ更新

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(石油燃料供給の確保)

- 大規模自然災害時における石油燃料等の安定確保のために、北海道や民間事業者など関係機関による防災対策に対する協力体制を構築する。

《指 標》

燃料供給に係る防災協定件数 2件 (R2) ⇒ 同数を維持する (R6)

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) **重点**

- 本市の基幹産業である農水産業については、生産者のさらなる経営安定化を図るための農業基盤整備や水産資源増大のための漁場整備などをすすめ、生産の維持・安定および災害に強い生産基盤の整備を進める。
- いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策などの施設の更新を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備や計画的な老朽化対策を着実に推進する。
- 高齢化や労働人口の減少による労働力不足は、地域食料供給減や自給率の低下に繋がることから、労働力の確保と合わせて、機械化・ICT化などの省力化対策の導入を推進する。

(農水産業の体質強化)

- 現在、本市の農水産業は、厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する。

(農水産物の販路拡大)

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、HACCP等による衛生管理などの取組みをとおして、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。

《指 標》

第4種漁港（能取漁港）における災害発生時早期回復体制の構築
0% (R2) ⇒ 100% (R3)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策) **重点**

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路（導・送水管）の耐震化や多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。

(下水道施設等の防災対策) **重点**

- 災害時に下水道機能の早期回復を目的とした業務継続計画（BCP）を随時更新し災害時の危機管理体制を強化する。
- 下水道施設の老朽化による事故の発生や機能停止等を未然防止するために点検・調査を行い、施設の重要度や優先度の高いものから計画的に老朽化対策を進める。
- 災害による長期間の下水道の機能停止を回避するため、下水道施設の耐震化や圧送管の2条化を進める。
- 下水道事業計画区域外において生活排水等が公共用水域に流出することを防止するために、汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置を推進する。

《指 標》

上水道の基幹管路の耐震適合率	49% (H30)	⇒	50% (R4)
下水道BCPの策定状況	策定済 (H29)	⇒	必要に応じ更新
ストックマネジメント改築計画実施率	9.4% (R1)	⇒	50.0% (R5)
重要な幹線等の耐震化率	2.6% (R1)	⇒	8.0% (R6)
圧送管2条化整備率	0.0% (R1)	⇒	20.0% (R6)
合併処理浄化槽設置率	55.3% (R1)	⇒	60.0% (R6)

《推進事業》

防災・安全交付金（下水道）
個別排水処理施設整備事業

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備) **重点**

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域間を連結する地域道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を計画的に推進する。

(道路施設の防災対策、老朽化対策等) **重点**

- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁の老朽化対策について、『網走市橋梁長寿命化修繕計画』に基づき計画的な施設の補修を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。
- 横断歩道橋、道路法面、大型カルバート、門型標識については、道路ストック点検の結果を踏まえ、要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。
- 歩道未整備箇所については、『網走市通学路交通安全等プログラム』において対策が必要と位置づけられている箇所へ歩道整備を計画的に実施する。

(鉄道の機能維持・強化)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、北海道などの関係機関と連携し、必要な検討・取組を促進する。

《指 標》

生活道路補修実施率	3% (R1)	⇒	20% (R6)	
幹線道路補修実施率	30% (R1)	⇒	63% (R6)	
橋梁点検実施率	23% (R1)	⇒	100% (R6)	2 巡目
橋梁補修実施率	35% (R1)	⇒	60% (R6)	
道路ストック点検実施率	12% (R1)	⇒	100% (R6)	
道路ストック点検における要対策箇所の対策率	00% (R1)	⇒	100% (R6)	
通学路安全プログラムにおける要対策箇所の歩道整備率	42% (R1)	⇒	100% (R6)	

《推進事業》

- 社会資本整備総合交付金（道路）
- 防災・安全交付金（道路）

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業の業務継続体制の強化)

- 中小企業の業務継続計画策定に向けて、各業種関係団体等に対し普及・啓発を促進していく。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、国や道が実施している金融支援について普及・啓発を推進するほか、本市が実施する融資制度を柔軟に運用するなど、災害時における被災企業への支援策の確保に努める。

5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下

(港湾の機能強化) **重点**

- 港湾は、災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点として重要な役割を担うため、関係機関と連携しながら港湾機能の強化について計画的に推進する。
- 港湾施設の耐震化や老朽化対策は、国の事業を活用しながら計画的な整備を推進していく。

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通拠点の機能強化の取組を計画的に進める。

《指 標》

網走港港湾BCPの策定状況	策定済 (H28)	⇒	必要に応じ更新
国直轄港湾整備事業			
・新港地区防波堤 (南)	46% (R1)	⇒	58% (R6)
・新港地区防波堤 (南) (改良)	59% (R1)	⇒	100% (R6)
・川筋地区物揚場 (-3m) (改良)	90% (R1)	⇒	100% (R2)
港湾施設整備事業	57% (R1)	⇒	100% (R3)

《推進事業》

社会資本整備総合交付金 (港湾)
防災・安全交付金 (港湾)

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全) **重点**

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指 標》

多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積

58ha (H30) ⇒ 現面積を確保する。

市有林において多様な方法で更新する人工林の面積

3.06ha (H30) ⇒ 現面積並を確保する。

農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織

4組織 (H30) ⇒ 現組織数を確保する。

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 大規模自然災害時において、迅速な災害廃棄物処理が図られるよう、平時からの体制の整備を図る。
- 震災等の災害発生時の廃棄物処理について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止、早期の復旧・復興を図るため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、適正かつ迅速な処理体制を構築する。

(所有者不明土地対策の推進)

- 災害後の円滑な復旧・復興に努めるため、道や他の市町村と連携しながら、国の制度に基づく所有者不明土地の適正かつ円滑な利用を推進する。

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業協会等とあらかじめ「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、応急復旧体制を構築する。

(行政職員の活用促進)

- 北海道や他自治体への応援要請又は他自治体に対する応援が迅速かつ円滑に行うため、災害対策上必要な資料の交換、連絡先の共有を徹底し、必要な応援準備及び受援体制を整備する。

《指 標》

災害復旧業務に係る防災協定件数 7件 (R2) ⇒ 同数を維持する (R6)

第4章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年から令和6年まで）とする。

また、本計画は、本市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、網走市強靱化のスパイラルアップを図っていく。

※網走市強靱化のための推進事業一覧については、《別表》を参照。

《別表》 網走市地域強靱化のための推進事業一覧

所 管 課	事 業 名	リスクナリ No.
建築課	公営住宅等整備事業	1-1
	住宅市街地総合整備事業	1-1
	市街地再開発事業	1-1
	優良建築物等整備事業	1-1
	住宅・建築物安全ストック形成事業	1-1
	社会資本整備総合交付金（建築）	1-1
都市整備課	宅地耐震化推進	1-1
	社会資本整備総合交付金（道路）	4-4
	防災・安全交付金（道路）	4-4
	道路メンテナンス事業補助	4-4
	社会資本整備総合交付金（公園）	1-1
	防災・安全交付金（公園）	1-1
港湾課	社会資本整備総合交付金（港湾）	5-2
	防災・安全交付金（公園）	5-2
下水道課	防災・安全交付金（下水道）	4-3
	個別排水施設整備事業	4-3

網走市強靱化計画

(令和2～6年度)

令和2年(2020年)3月発行
網走市建設港湾部都市整備課計画係

〒093-8555 網走市南6条東4丁目

電話：(0152)44-6111

FAX：(0152)44-5944

URL：<http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/060soshiki/210kensetsutoshi/index.html>

